



県 章

沖縄県公報

定期発行日
毎週火・金曜日

(当日が県の休日に
当たるときは休刊とする。)

目 次

条 例

- 沖縄県知事等又は職員の損害賠償責任の一部免責に関する条例（人事課） 2
- 沖縄県使用料及び手数料条例の一部を改正する条例（財政課） 3
- 沖縄県が設立する地方独立行政法人の役員の損害賠償責任の一部免除に係る額を定める条例（文化振興課） 7
- 沖縄県道路占用料徴収条例及び沖縄県県道の構造の技術的基準等を定める条例の一部を改正する条例（道路街路課） 8
- 沖縄県病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例（病院事業局病院事業経営課） 11
- 沖縄県警察関係手数料条例の一部を改正する条例（警察本部生活安全企画課） 11

規 則

- 沖縄県証紙条例施行規則の一部を改正する規則（財政課） 14
- 沖縄県県道の構造の技術的基準等を定める条例施行規則の一部を改正する規則（道路街路課） 14
- 沖縄県道路占用料徴収条例施行規則の一部を改正する規則（道路管理課） 15

病院事業局事項

- 沖縄県病院事業の設置等に関する条例施行規程の一部を改正する規程 15

公布された条例のあらまし

- 沖縄県知事等又は職員の損害賠償責任の一部免責に関する条例（条例第36号）
 - 1 知事等又は職員の県に対する損害を賠償する責任を、知事等又は職員が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、当該責任を負う額から一定の額を控除して得た額を免れさせることとした。（本則）
 - 2 この条例は、公布の日から施行し、同日以後の行為に基づく損害賠償責任について適用することとした。（附則）

- 沖縄県使用料及び手数料条例の一部を改正する条例（条例第37号）
 - 1 長期優良住宅建築等計画認定申請手数料等の規定を整理するとともに、額の適正化を図ることとした。（別表第3関係）
 - 2 その他所要の改正を行うこととした。（別表第3関係）
 - 3 この条例は、一部の規定を除き、令和4年2月20日から施行することとした。（附則第1項）
 - 4 この条例の施行に関し、必要な経過措置を定めることとした。（附則第2項）

- 沖縄県が設立する地方独立行政法人の役員の損害賠償責任の一部免除に係る額を定める条例（条例第38号）
 - 1 県が設立する地方独立行政法人に係る地方独立行政法人法第19条の2第4項に規定する条例で定める額を定めることとした。（本則）
 - 2 この条例は、公布の日から施行することとした。（附則）

- 沖縄県道路占用料徴収条例及び沖縄県県道の構造の技術的基準等を定める条例の一部を改正する条例（条例第39号）
 - 1 沖縄県道路占用料徴収条例（昭和47年沖縄県条例第21号）の一部を次のように改正することとした。＜第1条＞
自動運行補助施設等を設置する場合の占用料の徴収根拠を定める。（別表関係）
 - 2 沖縄県県道の構造の技術的基準等を定める条例（平成25年沖縄県条例第40号）の一部を次のように改正す

ることとした。<第2条>

(1) 交通事故の防止を図るため必要がある場合に道路に設ける施設として自動運行補助施設を追加する。
(第35条関係)

(2) 歩行者利便増進道路の構造の技術的基準を定める。(第47条関係)

3 この条例は、公布の日から施行することとした。(附則)

○ 沖縄県病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例(条例第40号)

1 使用料として徴収する分べん介助料の額に1児につき加算する額を改めることとした。(別表第3関係)

2 この条例は、令和4年1月1日から施行することとした。(附則)

○ 沖縄県警察関係手数料条例の一部を改正する条例(条例第41号)

1 クロスボウの所持の許可に関する事務について手数料の徴収根拠を定めることとした。(別表第8関係)

2 その他所要の改正を行うこととした。(別表第13関係)

3 この条例は、令和4年3月15日から施行することとした。ただし、別表第13の改正規定は、公布の日から施行することとした。(附則)

条 例

沖縄県知事等又は職員の損害賠償責任の一部免責に関する条例をここに公布する。

令和3年12月28日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

沖縄県条例第36号

沖縄県知事等又は職員の損害賠償責任の一部免責に関する条例

地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の2第1項の規定に基づき、知事若しくは委員会の委員若しくは委員又は職員(地方自治法第243条の2の2第3項の規定による賠償の命令の対象となる者を除く。以下「知事等又は職員」という。)の県に対する損害を賠償する責任を、知事等又は職員が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、知事等又は職員が賠償の責任を負う額から、次の各号に掲げる知事等又は職員の区分に応じ、当該各号に定める額を控除して得た額について免れさせるものとする。

- (1) 地方警務官(警察法(昭和29年法律第162号)第56条第1項に規定する地方警務官をいう。以下同じ。)以外の知事等又は職員 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第173条第1項第1号に規定する普通地方公共団体の長等の基準給与年額に、次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める数を乗じて得た額

ア 知事 6

イ 副知事、教育委員会の教育長若しくは委員、公安委員会の委員、選挙管理委員会の委員又は監査委員 4

ウ 人事委員会の委員、労働委員会の委員、収用委員会の委員、海区漁業調整委員会の委員、内水面漁場管理委員会の委員、公営企業の管理者又は病院事業の管理者 2

エ 職員（イ及びウに掲げる職員を除く。） 1

(2) 地方警務官 地方自治法施行令第173条第1項第2号に規定する地方警務官の基準給与年額に、次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める数を乗じて得た額

ア 警察本部長 2

イ アに掲げる地方警務官以外の地方警務官 1

附 則

この条例は、公布の日から施行し、同日以後の行為に基づく損害を賠償する責任について適用する。

沖縄県使用料及び手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年12月28日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

沖縄県条例第37号

沖縄県使用料及び手数料条例の一部を改正する条例

沖縄県使用料及び手数料条例（昭和47年沖縄県条例第47号）の一部を次のように改正する。

別表第3中「加えた額、」の次に「同法第6条の3第1項に規定する」を加え、「同法第6条の3第7項」を「同条第7項」に改める。

別表第3長期優良住宅建築等計画認定申請手数料の項中「第3項」を「第5項」に、「同法第6条第1項各号に掲げる基準に適合していることにつき、あらかじめ住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関（以下「登録住宅性能評価機関」という。）による審査を受けたもの及びあらかじめ同項に規定する住宅性能評価書（以下「住宅性能評価書」という。）の交付を受け

た」を「住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第6条の2第5項に規定する住宅の構造及び設備が長期使用構造等である旨が記載された確認書若しくは住宅性能評価書又はこれらの写しを添えた」に改め、「を、当該申請に係る長期優良住宅建築等計画の認定について同時に申請された住戸の合計数で除して得た額（その額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）」を削り、「59,000円」を「68,000円」に、「87,000円」を「99,000円」に改め、「を、当該建築物に係る長期優良住宅建築等計画の認定について同時に申請された住戸の合計数で除して得た額（その額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）」を削り、「137,000円」を「157,000円」に、「201,000円」を「230,000円」に、「216,000円」を「247,000円」に、「319,000円」を「364,000円」に、「429,000円」を「488,000円」に、「634,000円」を「722,000円」に、「764,000円」を「876,000円」に、「1,132,000円」を「1,298,000円」に、「1,310,000円」を「1,511,000円」に、「1,944,000円」を「2,241,000円」に、「2,431,000円」を「2,805,000円」に、「3,607,000円」を「4,161,000円」に、「3,487,000円」を「4,028,000円」に、「5,173,000円」を「5,976,000円」に、「4,285,000円」を「4,949,000円」に、「6,357,000円」を「7,343,000円」に改め、同表登録住宅性能評価機関による審査を受けた長期優良住宅建築等計画の認定申請手数料の項中「登録住宅性能評価機関による審査を受けた長期優良住宅建築等計画の認定申請手数料」を「確認書を添えた長期優良住宅建築等計画の認定申請手数料」に、「第3項」を「第5項」に、「同法第6条第1項各号に掲げる基準に適合していることにつき、あらかじめ登録住宅性能評価機関による審査を受けた」を「住宅の品質確保の促進等に関する法律第6条の2第5項に規定する住宅の構造及び設備が長期使用構造等である旨が記載された確認書又はその写しを添えた」に改め、「を、当該申請に係る長期優良住宅建築等計画の認定について同時に申請された住戸の合計数で除して得た額（その額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）」を削り、「8,000円」を「15,000円」に、「11,000円」を「21,000円」に改め、「を、当該建築物に係る長期優良住宅建築等計画の認定について同時に申請された住戸の合計数で除して得た額（その額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）」を削り、「16,000円」を「25,000円」に、「21,000円」を「36,000円」に、「27,000円」を「39,000円」に、「36,000円」を「56,000円」に、「41,000円」を「62,000円」に、「54,000円」を「92,000円」に、「74,000円」を「98,000円」に、「99,000円」を「145,000円」に、「127,000円」を「147,000円」に、「169,000円」を「219,000円」

に、「218,000円」を「248,000円」に、「287,000円」を「370,000円」に、「284,000円」を「313,000円」に、「370,000円」を「468,000円」に、「322,000円」を「355,000円」に、「413,000円」を「531,000円」に改め、同表登録住宅性能評価機関による住宅性能評価書の交付を受けた長期優良住宅建築等計画の認定申請手数料の項中「登録住宅性能評価機関による住宅性能評価書の交付を受けた長期優良住宅建築等計画の認定申請手数料」を「住宅性能評価書を添えた長期優良住宅建築等計画の認定申請手数料」に、「あらかじめ住宅性能評価書の交付を受けた長期優良住宅の普及の促進に関する法律第5条第1項から第3項までの規定に基づく長期優良住宅建築等計画（同法第6条第1項各号に掲げる基準に適合していることにつき、あらかじめ登録住宅性能評価機関による審査を受けたものを除く）を「長期優良住宅の普及の促進に関する法律第5条第1項から第5項までの規定に基づく長期優良住宅建築等計画（住宅の品質確保の促進等に関する法律第6条の2第5項に規定する住宅の構造及び設備が長期使用構造等である旨が記載された住宅性能評価書又はその写しを添えたものに限る）」に改め、「を、当該申請に係る長期優良住宅建築等計画の認定について同時に申請された住戸の合計数で除して得た額（その額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）」及び「を、当該建築物に係る長期優良住宅建築等計画の認定について同時に申請された住戸の合計数で除して得た額（その額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）」を削り、「50,000円」を「25,000円」に、「79,000円」を「39,000円」に、「148,000円」を「62,000円」に、「253,000円」を「98,000円」に、「389,000円」を「147,000円」に、「706,000円」を「248,000円」に、「962,000円」を「313,000円」に、「1,164,000円」を「355,000円」に改め、同表長期優良住宅建築等計画変更認定申請手数料の項中「同法第6条第1項各号に掲げる基準に適合していることにつき、あらかじめ登録住宅性能評価機関による審査を受けたもの及びあらかじめ住宅性能評価書の交付を受けた」を「住宅の品質確保の促進等に関する法律第6条の2第5項に規定する住宅の構造及び設備が長期使用構造等である旨が記載された確認書若しくは住宅性能評価書又はこれらの写しを添えた」に改め、「を、当該申請に係る長期優良住宅建築等計画の変更の認定について同時に申請された住戸の合計数で除して得た額（その額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）」を削り、「29,000円」を「34,000円」に、「43,000円」を「49,500円」に改め、「を、当該建築物に係る長期優良住宅建築等計画の変更の認定について同時に申請された住戸の合計数で除して得た額（その額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）」を削り、同

表登録住宅性能評価機関による審査を受けた長期優良住宅建築等計画の変更認定申請手数料の項中「登録住宅性能評価機関による審査を受けた長期優良住宅建築等計画の変更認定申請手数料」を「確認書を添えた長期優良住宅建築等計画の変更認定申請手数料」に、

「同法第6条第1項各号に掲げる基準に適合していることにつき、あらかじめ登録住宅性能評価機関による審査を受けた」を「住宅の品質確保の促進等に関する法律第6条の2第5項に規定する住宅の構造及び設備が長期使用構造等である旨が記載された確認書又はその写しを添えた」に改め、「を、当該申請に係る長期優良住宅建築等計画の変更の認定について同時に申請された住戸の合計数で除して得た額（その額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）」を削り、「4,000円」を「7,500円」に、「5,000円」を「10,500円」に、「登録住宅性能評価機関による審査を受けた長期優良住宅建築等計画の変更認定申請手数料」を「確認書を添えた長期優良住宅建築等計画の認定申請手数料」に改め、「を、当該建築物に係る長期優良住宅建築等計画の変更の認定について同時に申請された住戸の合計数で除して得た額（その額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）」を削り、同表登録住宅性能評価機関による住宅性能評価書の交付を受けた長期優良住宅建築等計画の変更認定申請手数料の項中「登録住宅性能評価機関による住宅性能評価書の交付を受けた長期優良住宅建築等計画の変更認定申請手数料」を「住宅性能評価書を添えた長期優良住宅建築等計画の変更認定申請手数料」に、「あらかじめ住宅性能評価書の交付を受けた長期優良住宅の普及の促進に関する法律第8条第1項の規定に基づく長期優良住宅建築等計画の変更（変更部分について同法第6条第1項各号に掲げる基準に適合していることにつき、あらかじめ登録住宅性能評価機関による審査を受けたものを除く）」を「長期優良住宅の普及の促進に関する法律第8条第1項の規定に基づく長期優良住宅建築等計画の変更（変更部分について住宅の品質確保の促進等に関する法律第6条の2第5項に規定する住宅の構造及び設備が長期使用構造等である旨が記載された住宅性能評価書又はその写しを添えたものに限る）」に改め、「を、当該申請に係る長期優良住宅建築等計画の変更の認定について同時に申請された住戸の合計数で除して得た額（その額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）」を削り、「登録住宅性能評価機関による住宅性能評価書の交付を受けた長期優良住宅建築等計画の認定申請手数料」を「住宅性能評価書を添えた長期優良住宅建築等計画の認定申請手数料」に改め、「を、当該建築物に係る長期優良住宅建築等計画の変更の認定について同時に申請された住戸の合計数で除して得た額（その額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）」

を削り、同表譲受人を決定した場合における長期優良住宅建築等計画変更認定申請手数料の項中「第9条第1項」の次に「又は第3項」を加え、「4,000円」を「5,000円」に改め、同表長期優良住宅建築等計画の認定を受けた地位の承継承認申請手数料の項中「4,000円」を「5,000円」に改め、同表低炭素建築物新築等計画認定申請手数料の項中「あらかじめ」の次に「住宅の品質確保の促進等に関する法律第5条第1項に規定する」を加える。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和4年2月20日から施行する。ただし、別表第3の改正規定（「加えた額、」の次に「同法第6条の3第1項に規定する」を加える部分及び「同法第6条の3第7項」を「同条第7項」に改める部分に限る。）は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の沖縄県使用料及び手数料条例の規定は、この条例の施行の日以後に申請を受理したものから適用し、同日前に申請を受理したものについては、なお従前の例による。

沖縄県が設立する地方独立行政法人の役員の損害賠償責任の一部免除に係る額を定める条例をここに公布する。

令和3年12月28日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

沖縄県条例第38号

沖縄県が設立する地方独立行政法人の役員の損害賠償責任の一部免除に係る額を定める条例

地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）の定めるところにより県が設立する地方独立行政法人に係る同法第19条の2第4項に規定する条例で定める額は、地方独立行政法人法施行令（平成15年政令第486号）第3条の2第1項に規定する基準報酬年額に、次の各号に掲げる役員の区分に応じ、当該各号に定める数を乗じて得た額とする。

- (1) 理事長 6

(2) 理事 4

(3) 監事 2

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

沖縄県道路占用料徴収条例及び沖縄県県道の構造の技術的基準等を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年12月28日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

沖縄県条例第39号

沖縄県道路占用料徴収条例及び沖縄県県道の構造の技術的基準等を定める条例の一部を改正する条例

(沖縄県道路占用料徴収条例の一部改正)

第1条 沖縄県道路占用料徴収条例（昭和47年沖縄県条例第21号）の一部を次のように改正する。

別表法第32条第1項第2号に掲げる物件の項の次に次のように加える。

法第32条 第1項第 3号に掲 げる施設	自動 運行 補助 施設	法第2条 第2項第 5号に規 定する自 動運行装 置による 検知の対 象として 設置する 導線その 他の線類	地下 に設 ける もの	長さ1 メー トルに つき1年	9	4	3	2	2
			その 他の もの		31	13	9	8	7
		道路の構造又は交通の状況を表示する標		1本に つき1 年	2,400	1,000	730	610	540

	示柱その他の柱類							
	その他のもの	上空に設けるもの	占用面積1平方メートルにつき1年	1,500	650	460	380	340
		地下に設けるもの		920	390	270	230	200
	その他のもの			3,100	1,300	910	760	680

別表法第32条第1項第3号及び第4号に掲げる施設の項中「第32条第1項第3号及び第4号」を「第32条第1項第4号」に改め、同表中

政令第7条第9号に掲げる施設	建築物	占用面積1平方メートルにつき1年	Aに0.011を乗じて得た額	Aに0.014を乗じて得た額	Aに0.016を乗じて得た額	Aに0.019を乗じて得た額	Aに0.023を乗じて得た額
	その他のもの		Aに0.008を乗じて得た額	Aに0.01を乗じて得た額	Aに0.012を乗じて得た額	Aに0.013を乗じて得た額	Aに0.016を乗じて得た額

を

政令第7条第8号に掲げる施設	トンネルの上又は高架の道路の路面下（当該路面下の地下を除く。）に設けるもの	占用面積1平方メートルにつき1年	Aに0.011を乗じて得た額	Aに0.014を乗じて得た額	Aに0.016を乗じて得た額	Aに0.019を乗じて得た額	Aに0.023を乗じて得た額
	上空に設けるもの		Aに0.023を乗じて得た額				
	地下（トン		階数が	Aに0.005を乗じて得た額			

	ネルの上の地下を除く。)に設けるもの	1のもの	Aに0.008を乗じて得た額	に			
		階数が2のもの					
		階数が3以上のもの					
	その他のもの		Aに0.033を乗じて得た額				
政令第7条第9号に掲げる施設	建築物		Aに0.011を乗じて得た額	Aに0.014を乗じて得た額	Aに0.016を乗じて得た額	Aに0.019を乗じて得た額	Aに0.023を乗じて得た額
	その他のもの		Aに0.008を乗じて得た額	Aに0.01を乗じて得た額	Aに0.012を乗じて得た額	Aに0.013を乗じて得た額	Aに0.016を乗じて得た額

改める。

(沖縄県県道の構造の技術的基準等を定める条例の一部改正)

第2条 沖縄県県道の構造の技術的基準等を定める条例（平成25年沖縄県条例第40号）の一部を次のように改正する。

第35条中「横断歩道橋等」の次に「、自動運行補助施設」を加える。

第49条を第50条とし、第48条を第49条とし、第47条を第48条とし、第46条の次に次の1条を加える。

(歩行者利便増進道路)

第47条 歩行者利便増進道路に設けられる歩道若しくは自転車歩行者道又は歩行者利便増進道路である自転車歩行者専用道路若しくは歩行者専用道路には、歩行者の滞留の用に供する部分を設けるものとする。

2 前項に規定する部分には、歩行者利便増進施設等の適正かつ計画的な設置を誘導する必要があるときは、歩行者利便増進施設等を設置する場所を確保するものとする。

この場合において、必要があると認めるときは、当該場所に街灯、ベンチその他の歩行者の利便の増進に資する工作物、物件又は施設を設けるものとする。

- 3 歩行者利便増進道路（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）第10条第1項に規定する新設特定道路を除く。）は、沖縄県移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める条例（平成25年沖縄県条例第41号）で定める基準に適合する構造とするものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

沖縄県病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年12月28日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

沖縄県条例第40号

沖縄県病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

沖縄県病院事業の設置等に関する条例（昭和47年沖縄県条例第35号）の一部を次のように改正する。

別表第3備考中「16,000円」を「12,000円」に改める。

附 則

この条例は、令和4年1月1日から施行する。

沖縄県警察関係手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年12月28日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

沖縄県条例第41号

沖縄県警察関係手数料条例の一部を改正する条例

沖縄県警察関係手数料条例（昭和47年沖縄県条例第29号）の一部を次のように改正す

る。

別表第8銃砲刀剣類所持等取締法第4条第1項、第4条の4第1項、第6条第1項、第7条第1項及び第2項並びに第7条の3第2項の規定に基づく銃砲又は刀剣類の所持の許

可に関する事務の項中「銃砲又は」を「銃砲等又は」に、

銃砲刀剣類所持許可申請手
国際競技に参加する外国人 砲刀剣類所持許可申請手数

数料	10,500円（2件目以降の申請は、6,700円）
に対する銃料	3,900円（2件目以降の申請は、1,800円）

クロスボウ所持許可併記申請手数料	6,800 の申請
国際競技に参加する外国人に対する銃砲等又は刀剣類の所持許可申請手数料	3,900 の申請
その他の銃砲等又は刀剣類の所持許可申請手数料	10,500 の申請

円（2件目以降は、4,300円）
円（2件目以降は、1,800円）
円（2件目以降は、6,700円）

に、

新たな許可証の 交付を伴わない 場合	6,800円（2件目以降の 申請及び併記を行う場 合は、4,400円）	を
--------------------------	---	---

新たな許可証の 交付を伴わない	6,800円（2件目以降の 申請及び併記を行う場
--------------------	-----------------------------

	場合	合は、4,400円)	に
クロスボウ所持許可更新申請手数料	新たな許可証の交付を伴う場合	7,200円（2件目以降の申請及び併記を行う場合は、4,800円)	
	新たな許可証の交付を伴わない場合	6,800円（2件目以降の申請及び併記を行う場合は、4,400円)	

改め、同表銃砲刀剣類所持等取締法第5条の3第1項及び第2項の規定に基づく猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習会の開催に関する事務の項の次に次のように加える。

銃砲刀剣類所持等取締法第5条の3の2第1項及び第2項の規定に基づくクロスボウの取扱いに関する講習会の開催に関する事務	クロスボウの取扱いに関する講習会の受講手数料	経験者に対する講習	3,000円
		初心者に対する講習	6,900円

別表第8に次のように加える。

銃砲刀剣類所持等取締法第9条の16第1項の規定に基づく射撃練習を行う資格の認定に関する事務	クロスボウ射撃資格認定申請手数料	9,300円（2件目以降の申請は、5,600円)
---	------------------	--------------------------

別表第13中「第18条第1項」を「第23条第1項」に改める。

附 則

この条例は、令和4年3月15日から施行する。ただし、別表第13の改正規定は、公布の

日から施行する。

規 則

沖縄県証紙条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年12月28日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

沖縄県規則第83号

沖縄県証紙条例施行規則の一部を改正する規則

沖縄県証紙条例施行規則（昭和48年沖縄県規則第13号）の一部を次のように改正する。

別表第1項第258号及び258号の2を次のように改める。

258 確認書を添えた長期優良住宅建築等計画の認定申請手数料

258の2 住宅性能評価書を添えた長期優良住宅建築等計画の認定申請手数料

別表第1項第260号及び260号の2を次のように改める。

260 確認書を添えた長期優良住宅建築等計画の変更認定申請手数料

260の2 住宅性能評価書を添えた長期優良住宅建築等計画の変更認定申請手数料

別表第5項第45号から第49号の2までを次のように改める。

45 クロスボウ所持許可併記申請手数料

46 国際競技に参加する外国人に対する銃砲等又は刀剣類の所持許可申請手数料

47 その他の銃砲等又は刀剣類の所持許可申請手数料

48 銃砲等又は刀剣類の所持の許可に係る許可証書換え手数料

49 銃砲等又は刀剣類の所持の許可に係る許可証再交付手数料

49の2 猟銃又は空気銃の所持許可更新申請手数料

別表第5項第49号の2の次に次の2号を加える。

49の3 クロスボウ所持許可更新申請手数料

49の4 認知機能検査手数料

別表第5項第50号の次に次の1号を加える。

50の2 クロスボウの取扱いに関する講習会の受講手数料

別表第5項第53号の5の次に次の1号を加える。

53の6 クロスボウ射撃資格認定申請手数料

別表第5項第76号を次のように改める。

76 沖縄県水難事故の防止及び遊泳者等の安全の確保等に関する条例（平成5年沖縄県条例第29号）第23条第1項の規定による安全対策優良海域レジャー提供業者の指定手数料

附 則

この規則は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

(1) 別表第5項第76号の改正規定 公布の日

(2) 別表第1項の改正規定 令和4年2月20日

(3) 別表第5項の改正規定（第1号に規定する改正規定を除く。） 令和4年3月15日

沖縄県県道の構造の技術的基準等を定める条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年12月28日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

沖縄県規則第84号

沖縄県県道の構造の技術的基準等を定める条例施行規則の一部を改正する規則

沖縄県県道の構造の技術的基準等を定める条例施行規則（平成25年沖縄県規則第25号）の一部を次のように改正する。

第9条中「第47条」を「第48条」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

沖縄県道路占用料徴収条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年12月28日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

沖縄県規則第85号

沖縄県道路占用料徴収条例施行規則の一部を改正する規則

沖縄県道路占用料徴収条例施行規則（平成4年沖縄県規則第17号）の一部を次のように改正する。

附則第2項の見出しを削り、同項の前に見出しとして「（失効）」を付し、附則に次の1項を加える。

3 別表第2の15の項の規定は、令和13年3月31日限り、その効力を失う。

別表第2中23の項を24の項とし、15の項から22の項までを1項ずつ繰り下げ、14の項の次に次のように加える。

15	道路法第2条第2項第5号に規定する自動運行補助施設のために占用するとき。	占用料の全部
----	--------------------------------------	--------

別表第2に次のように加える。

25	政令第16条の2に規定する歩行者利便増進施設等のために占用するとき（道路の機能又は道路交通環境の維持及び向上を図るための清掃その他の措置が講ぜられるときに限る。）。	条例で定める額に100分の90を乗じて得た額
----	--	------------------------

附 則

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（沖縄県道路占用料徴収条例施行規則の一部を改正する規則の一部改正）

2 沖縄県道路占用料徴収条例施行規則の一部を改正する規則（平成16年沖縄県規則第35号）の一部を次のように改正する。

附則第2項及び第3項中「別表第2の14の項」を「別表第2の16の項」に改める。

病院事業局事項

沖縄県病院事業局管理規程第10号

沖縄県病院事業の設置等に関する条例施行規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和3年12月28日

沖縄県病院事業管理者

病院事業局長 我那覇 仁

沖縄県病院事業の設置等に関する条例施行規程の一部を改正する規程

沖縄県病院事業の設置等に関する条例施行規程（平成18年沖縄県病院事業局管理規程第1号）の一部を次のように改正する。

別表第1備考中「16,000円」を「12,000円」に改める。

附 則

この規程は、令和4年1月1日から施行する。

発行所
沖縄県総務部
総務私学課
電話番号 098-866-2074

印刷所 株式会社 アント出版
〒903-0804 那覇市首里石嶺町4丁目291番地1